

旭川市屋外広告物条例及び旭川市屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）に  
 対してお寄せいただいた御意見と旭川市の考え方

○意見募集期間：令和元年11月21日（木）から令和元年12月20日（金）まで

○意見提出者：3人（個人）

※御意見につきましては、原則として原文のとおりとしていますが、公表になじまない記載があった場合、（ ）での  
 表記など、一部修正を行っています。

No.	御意見	本市の考え方
1	<p>温泉旅館跡地（住所記載）解体工事</p> <p>閉館した屋外広告物のある（住所記載）の温泉旅館跡地の古い建物をそのままにしておくのは本当にとっても困るから、これから屋外広告物の危害、落下防止のために閉館した（住所記載）の温泉旅館跡地の建物を解体工事により取り壊してほしいので、そのため（住所記載）にある閉館した温泉旅館跡地の建物には解体工事に入らせて、そのことを総務省にメールを送ったから、そろそろ（住所記載）にある閉館した温泉旅館跡地の建物を解体させないとダメだ！！</p> <p>これから屋外広告物の落下事故、危害防止として（住所記載）にある閉館した温泉旅館跡地の建物を解体させるために閉館した屋外広告物のある（住所記載）の温泉旅館跡地をそのままにしておくな！！</p>	<p>屋外広告物の危害の防止に関する御意見として、参考にさせていただきます。</p> <p>なお、適切な管理が行われていない空家等については、所有者又は管理者に対し、必要な措置をとるよう指導などを行い対応しております。</p>
2	<p>現行の条例においては、屋外広告物や掲出物件の行為者等を管理義務者として定めているが、何らかの事情に寄り管理義務者のいない広告物が生じる事を防ぐ為、行為者等の他に、所有者及び占有者を管理義務者として追加した。⑥その他必要な知識及び技術を有する者として市長が認める者。⑥については、屋外広告物点検技能講習修了者で屋外広告物講習会修了者を想定している。屋外広告物安全点検報告書において、申請者及び監理者の氏名・住所に加え、点検を行った者の氏名・住所・資格の欄を追加した。有資格者に寄る点検を要する場合は、点検を行った者の資格を証する書面の写しを継続許可申請時に添付する旨を定める。（その他）・買物公園や3・6街でも大型液晶ハイビジョンテレビを設置する。</p>	<p>御意見の内容は、おおむね改正案と同様の主旨であり、参考にさせていただきます。</p>

No.	御意見	本市の考え方
3	<p>現行の条例においては、屋外広告物や掲出物件の行為者等を管理義務者として定めているが、何らかの事情に寄り管理義務者のいない広告物が生じる事を防ぐ為、行為者等の他に、所有者及び占有者を管理義務者として追加した。⑥その他必要な知識及び技術を有する者として市長が認める者。⑥については、屋外広告物点検技能講習修了者で屋外広告物講習会修了者を想定している。継続許可申請時の添付書類であるカラー写真の撮影時期を「申請前 30 日以内に撮影した物に限る。」から、冬期間等の点検・撮影を考慮する為、「申請前 3 ヶ月以内に撮影した物に限り。」に改める。（その他）・買物公園や 3・6 街でも液晶ハイビジョンテレビを設置する。</p>	<p>御意見の内容は、おおむね改正案と同様の主旨であり、参考にさせていただきます。</p>